

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日より食品衛生法第 15 条第 3 項に基づく検査命令を輸入者に対して実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯等
中国産食酢及び醤油 (別途指示する特定の製造業者により製造されたものに限る。)	サイクラミン酸(**)	今般、輸入者による自主検査の結果、我が国で使用が認められていない添加物であるサイクラミン酸の検出が確認されたため、検査命令を実施するものである。
コロンビア産 生鮮コーヒー豆(*)	ジクロルボス(***)	今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、基準値(0.2ppm)を超えるジクロルボスの検出(0.96ppm,0.57ppm)を認めたため、検査命令を実施するものである。

(*) 焙煎前の生豆

(**) 甘味料

(***) 有機リン系農薬

<参考 1>

(1) 中国産食酢の違反事例

品名：鎮江香醋

製造者：ZHENJIANG HENGFENG VINEGAR CO.,LTD.

輸入者：美琳有限会社

届出数量及び重量：20 瓶、 10 kg

検査結果：サイクラミン酸 250 μ g/g (基準：含有してはならない。)

届出先：広島検疫所

違反確定日：平成 15 年 10 月 15 日

(2) 中国産醤油の違反事例

品名：生抽王

製造者：KAIPING CEREALS AND OILS, FOODSTUFFS IMP.& EXP. COMPANY.

輸入者：協同食品株式会社

届出数量及び重量：70カートン、630 kg

検査結果：サイクラミン酸 200 μ g/g (基準：含有してはならない。)

届出先：神戸検疫所

違反確定日：平成15年10月16日

(3) コロンビア産生鮮コーヒー豆の違反事例

①品名：生鮮コーヒー豆

生産国：コロンビア

輸入者：三井物産株式会社

届出数量及び重量：3,000バッグ、約209 t

検査結果：ジクロロポス 0.96 ppm 検出 (基準値：0.2 ppm)

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成15年9月1日

②品名：生鮮コーヒー豆

生産国：コロンビア

輸入者：三菱商事株式会社

届出数量及び重量：300バッグ、約20 t

検査結果：ジクロロポス 0.57 ppm 検出 (基準値：0.2 ppm)

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成15年10月14日

なお、(1) から (3) の違反品は、全量、保税倉庫に保管されており、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行った。

<参考2>

(1) 中国産食酢及び醤油の輸入実績

(平成15年1月1日～平成15年9月30日：速報値)

品目	届出件数	届出重量 (t)	違反件数
食酢	240	2,607	1
醤油	57	653	1

(2) コロンビア産生鮮コーヒー豆の輸入実績

(平成15年1月1日～平成15年10月13日：速報値)

品目	届出件数	届出重量 (t)	違反件数
冷蔵	1,075	45,639	2